

議員発案第 1 号

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「私立高校生が学
費を心配せず学べるように、私学助成の軽減・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成24年9月27日 提出

提 出 者 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

賛 成 者 三条市議会議員 杉 井 旬

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、その建学の精神・独自の教育理念に基づき、先進的で多様な教育を行うことによって日本の教育の発展において、また多様化する国民の教育要求に応えるという点からも重要な役割を果たしてきた。

平成22年4月から公立高校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公立高校の無償化と併せて、私立高校生には就学支援金が支給され、保護者の経済的負担の軽減が図られたところである。

しかしながら、私立高校における学費の負担はいまだに家計を圧迫しており、就学支援金支給後も私立高校初年度納付金で約59万円の負担が残されたままとなっている。

一方、近年の少子化による生徒数の大幅な減少により、私立高校はその経営環境も極めて厳しい状況に置かれている。

私立高校の公共性に鑑み、また、私立高校における学費の保護者負担の実情を受けて、一定の年収以下の家庭に対して私立高校の授業料を実質無料化する独自措置を行う自治体も出ているが、財政的に苦しい自治体ではできないところもあり、私立高校の学費に関する自治体間格差も生まれてきている。

全国の高校生の3割が私立高校に通う状況の中で、私立高校生は学費の公私間格差という不公平な状態に置かれ、場合によっては自治体間格差も加わる二重の不公平な状態に置かれている。こうした状態を解消するためには、国が責任を持って学費の保護者負担の軽減を進める必要がある。

よって、国においては、日本の教育の発展のために私学教育の振興を図る立場から、また、私立高校生の修学上の学費負担を軽減する立場から、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正を進めること。
- 2 私立高校等就学支援金制度を拡充すること。
- 3 私立高校の耐震化助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

三条市議会議長 熊 倉 均

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣